

2020年5月7日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会
会長 神永 芳子
〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-7-3 柄澤ビル7階
電話 03-5958-8070

新型コロナウイルスへの対応に関する緊急要望書(第3弾)

〔要望趣旨〕

感染拡大が続くなかで、医療の問題に加えて患者とその家族の生活への負担が懸念されます。

とりわけ、感染すれば重症化する可能性が高い心臓病児・者が、PCR検査をすみやかに受けることができている現状は早期に改善していただく必要があります。また、先天性心疾患患者が感染した際には、感染症の専門医だけでは対応ができませんので、日頃から心臓病の治療にあたっている専門医も治療に関われる体制を整備しておく必要があります。さらに、先天性心疾患患者は感染予防のため通院を控えている患者も多く、主治医による検査や治療・手術が適切な時期に受けられるようにすることも重要です。

日常生活においては、病児の介護にいつも以上の負担がかかっており、より手厚い経済的な支援が求められています。また、成人先天性心疾患患者の多くは、体調に合わせてしか働けないために、多くは非正規雇用で働いており、不安定で少ない収入での生活を送っています。そのような患者への支援も必要です。

心臓病児・者と家族は、現在、生活の「自粛」ではなく、「制限」を余儀なくされているのです。今こそ、心臓病児・者の医療と福祉の充実を強く望みます。

以上のことから、下記のことを要望いたします。

〔要望項目〕

1. 新型コロナウイルスに対応した医療体制の拡充を

- (1) 心臓病をもつ患者が新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合には、すみやかにPCR検査が受けられるようにしてください。
- (2) 先天性心疾患患者が感染の疑い、または、感染した際の対応においては、心疾患専門医療機関(心疾患の主治医)と感染症専門施設とが連携を取りながら治療にあたることのできる体制を整備してください。
- (3) 先天性心疾患患者が安心して必要な治療が継続できるよう、医療機関における安全性を十分に確保してください。
- (4) 専門医療機関に通院することができない先天性心疾患患者のために、オンライン診療が進むよう対策を講じてください。
- (5) いまだ改善されていないマスクやエタノール消毒液が不足している状況に対して、小児慢性特定疾病や指定難病の対象になっている患者に優先供給行ってください。とりわけ、小児用マスクの供給を行ってください。

2. 緊急事態による外出自粛の影響の大きい患者家族への生活支援を

- (1) 特別児童扶養手当、障害基礎年金の受給者へ臨時給付金を支給してください。
- (2) 障害児・者への手当や障害基礎年金の所得制限については、前年の所得で一律に判断することなく、最近の所得の状況に応じた柔軟な対応を行う措置を講じてください。
- (3) 心疾患をもつ患者が感染予防のために仕事を休む際には、休業手当の保障が十分に行われるよう、事業所に対して周知と指導を行ってください。
- (4) 非正規雇用で働く心疾患患者が感染リスクを避けるために、就労時間や勤務日数が減少することで職場を解雇されることがないように、事業所を指導してください。

以上